



環廃企発第 090910003 号
平成 21 年 9 月 10 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長



家電リサイクルに係る指定引取場所の運用の変更について

日頃より廃棄物・リサイクル行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）については、同法の本
格施行（平成 13 年 4 月）から 5 年を経過し、同法附則に規定する見直しの時期を迎
えたため、平成 18 年 6 月より、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合にお
いて施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 2 月に「家電リサイクル制度の施行
状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられ、中央環境審議会から環境大臣
に意見具申されました。

同報告書においては、「現在、メーカーによって A・B 2 グループに分かれている
指定引取場所の配置に関しては、小売業者が収集運搬を行うに当たり、利便性が低く、
小売業者にとって負担が重いとの指摘がある。このため、現在 A・B 両グループに分
かれているメーカーは、原則としてすべての指定引取場所に A・B 両グループの廃家
電を持ち込めるよう、A・B 共有化を早期に実現する」べきである、との指摘がなさ
れました。これを受けて、製造業者等は、まず、平成 20 年 10 月から 41 箇所の指定
引取場所の共有化を実施しましたが、残る指定引取場所についても、この度、本年
10 月 1 日より共有化が実施されることとなりました。これにより、全国全ての指定
引取場所（379 箇所）において、全メーカーの廃家電の引取りが可能となります。

ついては、貴職におかれては、本件を管下市区町村に対し御周知いただくとともに、
地域住民、小売業者等地域の関係者への周知につきまして、御協力方よろしくお願
い申し上げます。

添付資料：指定引取場所一覧（379 箇所）

【お問い合わせ先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室 正岡・森本

TEL：03-3581-3351（内線 6836）

E-mail：TAKAO_MORIMOTO@env.go.jp